

平成29年9月5日

平成29年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

平成29年9月5日会議提出議案一覧表

議案第14号	平成29年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)	・・・	別冊
議案第15号	鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について	・・・	1
議案第16号	工事請負契約の締結について	・・・	4
議案第17号	指定管理者の指定について(鳥羽市立海の博物館)	・・・	5
議案第18号	平成28年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・	6
認定第1号	平成28年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・	7
認定第2号	平成28年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・	8
報告第4号	平成28年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・	9
報告第5号	平成28年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	10
報告第6号	平成28年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・	11
報告第7号	平成28年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・	12
報告第8号	一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について	・・・	13

議案第15号

鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について

鳥羽市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9月 5日 提 出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をいたし、本提案とするものである。

## 鳥羽市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥羽市個人情報保護条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう

に割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第5項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第16号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 鳥羽市消防庁舎用地造成工事                                |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札                                   |
| 3 契約の金額  | 265,647,600円                                 |
| 4 契約の相手方 | 三重県鳥羽市池上町22番17号<br>株式会社 マツダ建設<br>代表取締役 松田 正人 |

平成29年 9月 5日 提出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

鳥羽市消防庁舎用地造成工事を行うため、工事請負契約を締結したく、本提案とするものである。

議案第 17 号

指定管理者の指定について（鳥羽市立海の博物館）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立海の博物館	鳥羽市浦村町字大吉 1731 番地 68 公益財団法人東海水産科学協会 理事長 石原 義剛	平成 29 年 10 月 3 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 9 月 5 日 提 出

平成 29 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第18号

平成28年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金319,043,988円のうち、19,043,988円を減債積立金に積み立て、300,000,000円を建設改良積立金に積み立てるものとする。

平成29年 9月 5日 提 出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度に生じた未処分利益剰余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

## 認定第 1 号

平成 28 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について  
地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度鳥羽市一般会計及び  
各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

### 記

- 1 平成 28 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 平成 28 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 平成 28 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 平成 28 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 平成 28 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算
- 6 平成 28 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

平成 29 年 9 月 5 日 提 出

平成 29 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

### 提案理由

平成 28 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付した  
ので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

認定第 2 号

平成 2 8 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 8 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 9 月 5 日 提 出

平成 2 9 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

平成 2 8 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく本提案とするものである。

報告第4号

平成28年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年 9月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成28年度算定値	—	—	7.7	75.5
早期健全化基準	14.33	19.33	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

報告第5号

平成28年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成  
28年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告  
する。

平成29年 9月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第6号

平成28年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の  
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成  
28年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意  
見を付けて報告する。

平成29年 9月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
特定環境保全公共下水道 事業特別会計	—	20.0

報告第7号

平成28年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成  
28年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年 9月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第8号

一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成29年 9月 5日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎